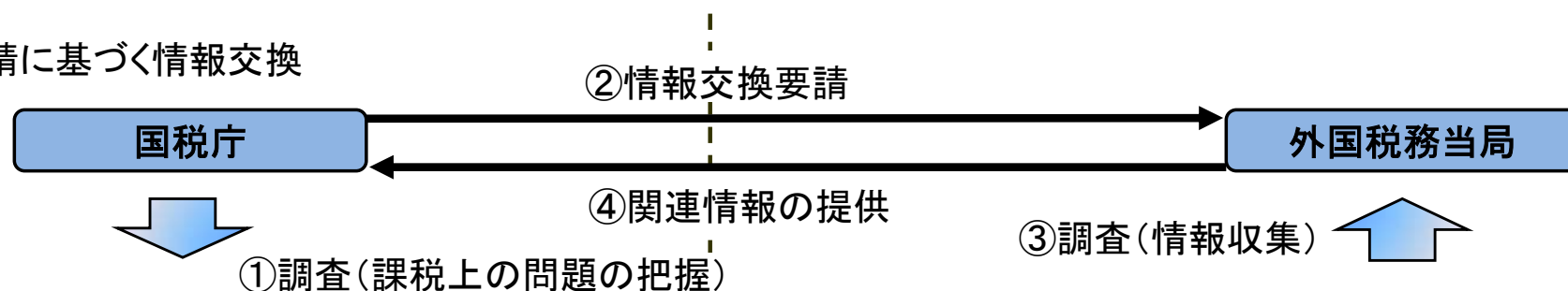


税務当局間の情報交換

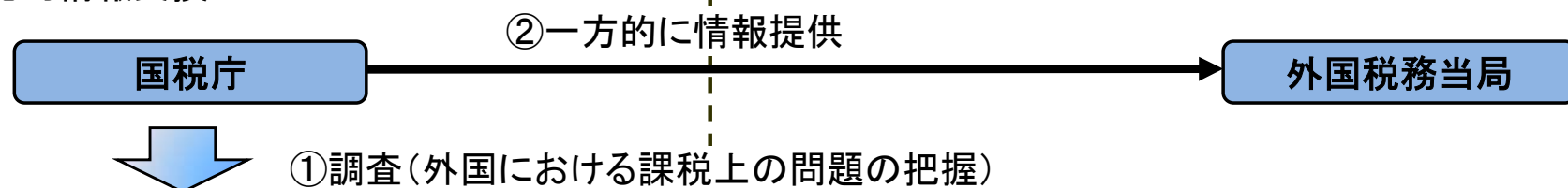
- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】

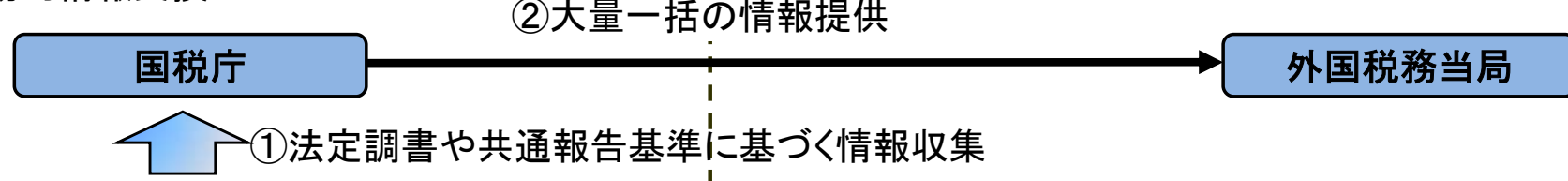
1 要請に基づく情報交換



2 自発的情報交換

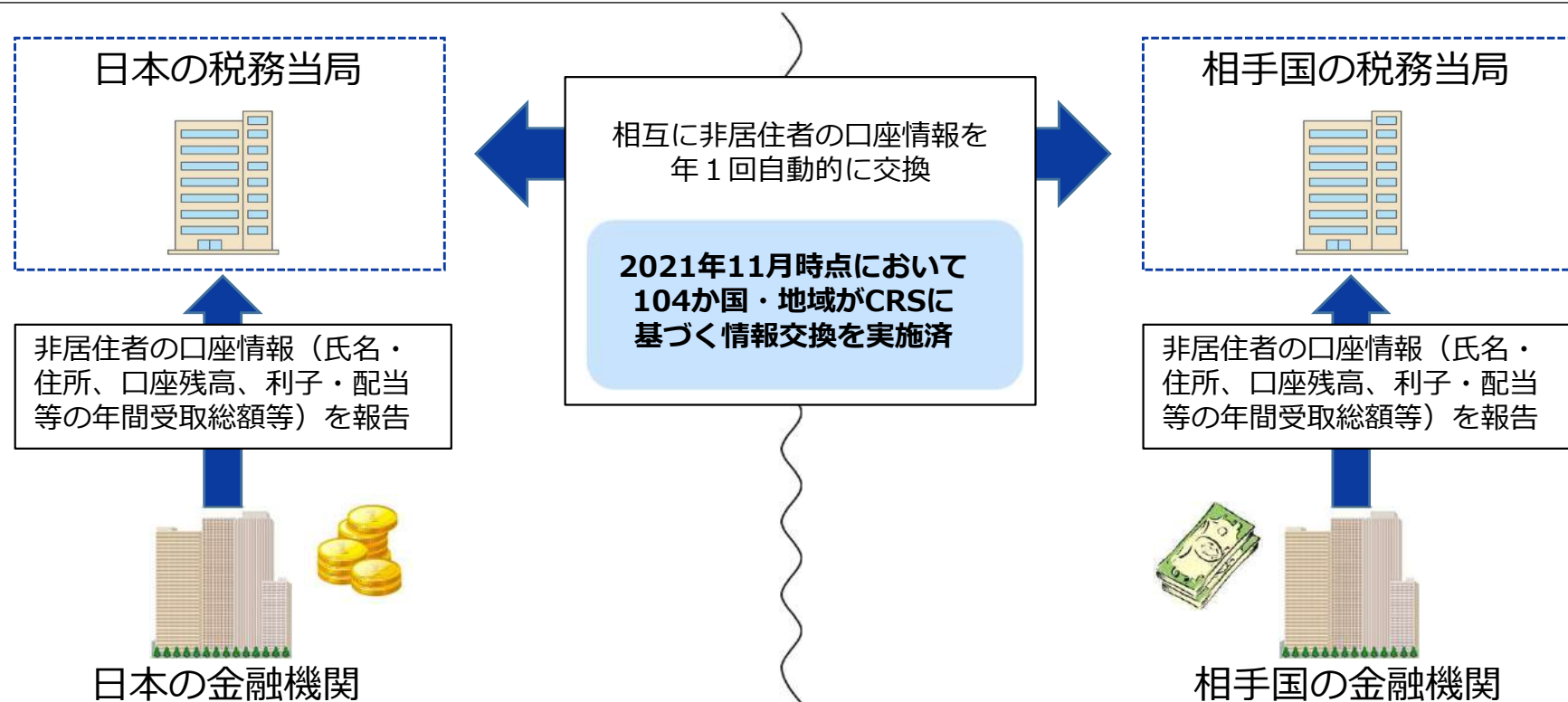


3 自動的情報交換



非居住者に係る金融口座情報の自動的な交換のための報告制度

- 2000年代後半以降、無税又は軽課税の国・地域への不透明な資金の流れや情報の秘匿性の高い金融機関を利用した課税逃れに対して、国際社会からの批判が強まった。
- 2014年、OECDは、各国税務当局が、自国の金融機関が保有する非居住者の金融口座情報を自動的に交換するための共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）を公表。
- 日本は、平成27年（2015年）度改正において、非居住者の金融口座情報の税務当局への報告制度を整備。2018年から、CRSに基づく情報交換を開始。
- 2020年より、160以上の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において、各国の法制面及び執行面の相互審査を実施。



CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(2022年10月1日現在)

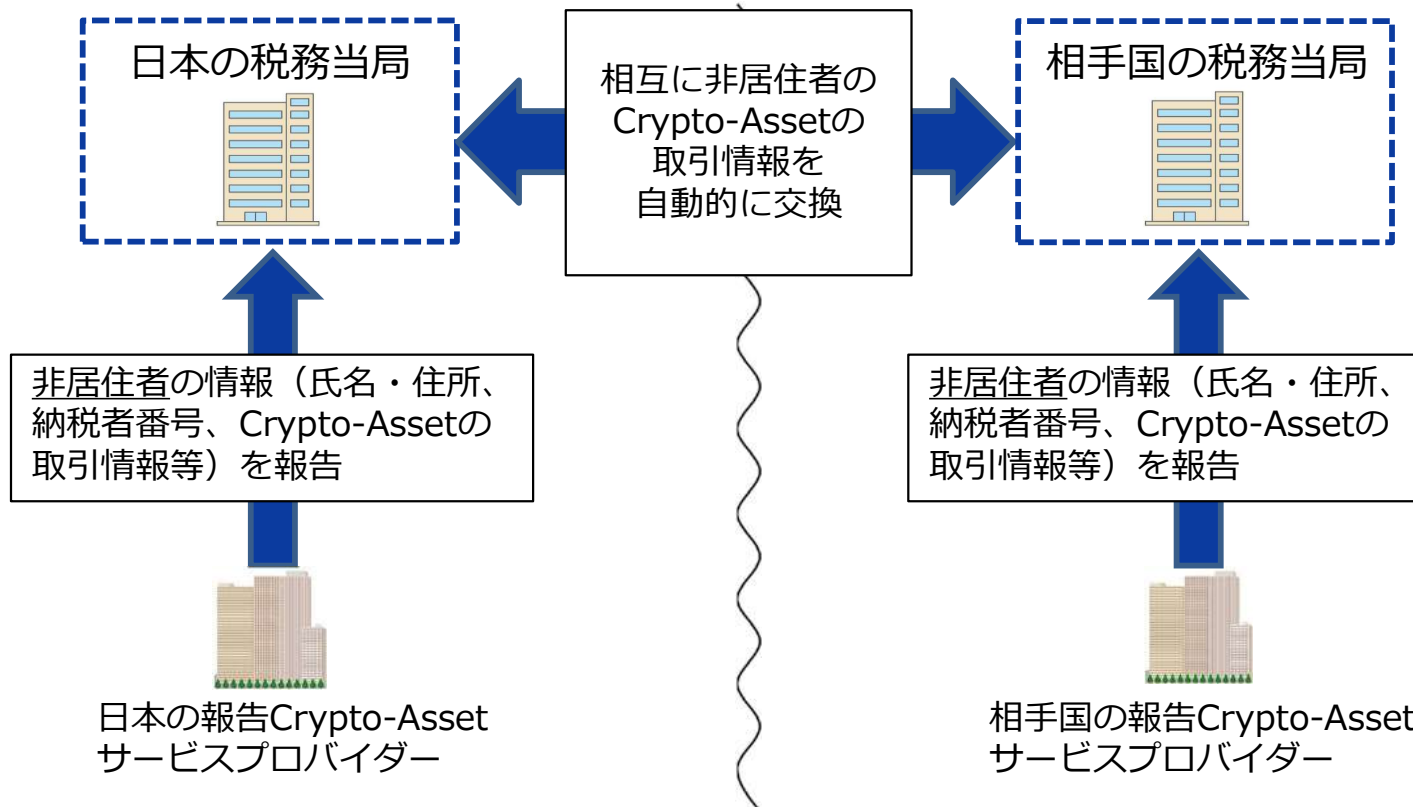
2017年に初回交換 (49か国・地域)		2018年に初回交換 (51か国・地域)		2019年に初回交換 (2か国・地域)	2022年以降に初回交換 (13か国・地域)
<u>アイスランド</u>	<u>スロベニア</u>	<u>アゼルバイジャン</u>	<u>(中) 香港</u>	<u>ガーナ</u> <u>クウェート</u>	【2022年に初回交換】 ケニア ジャマイカ モルディブ モロッコ
<u>アイルランド</u>	<u>セーシェル</u>	<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>(中) マカオ</u>		
<u>アルゼンチン</u>	<u>大韓民国</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>チリ</u>	2020年に初回交換 (4か国・地域)	【2023年に初回交換】 ウガンダ ウクライナ タイ モルドバ モンテネグロ ヨルダン
<u>イタリア</u>	<u>チェコ</u>	<u>アンドラ</u>	<u>(丁) グリーンランド</u>		
<u>インド</u>	<u>デンマーク</u>	<u>イスラエル</u>	<u>ドミニカ国</u>		
<u>英国</u>	<u>(丁) フェロー諸島</u>	<u>インドネシア</u>	トリニダード・トバゴ		
<u>(英) アンギラ</u>	<u>ドイツ</u>	<u>ウルグアイ</u>	<u>トルコ</u>		
<u>(英) 英領バージン諸島</u>	<u>ノルウェー</u>	<u>オーストラリア</u>	<u>ナウル</u>		
<u>(英) ガーンジー</u>	<u>ハンガリー</u>	<u>オーストリア</u>	ニウエ		
<u>(英) ケイマン諸島</u>	<u>フィンランド</u>	<u>(蘭) アルバ</u>	<u>日本</u>		
<u>(英) ジブラルタル</u>	<u>フランス</u>	<u>(蘭) キュラソー</u>	<u>ニュージーランド</u>		
<u>(英) ジャージー</u>	<u>ブルガリア</u>	(蘭) セントマーティン	<u>パキスタン</u>		
<u>(英) ターコス・カイコス諸島</u>	<u>ベルギー</u>	<u>カタール</u>	<u>パナマ</u>		
<u>(英) バミューダ</u>	<u>ポーランド</u>	<u>カナダ</u>	<u>バヌアツ</u>		
<u>(英) マン島</u>	<u>ポルトガル</u>	<u>クック諸島</u>	<u>バハマ</u>		
<u>(英) モントセラト</u>	<u>マルタ</u>	<u>グレナダ</u>	<u>バルバドス</u>		
<u>エストニア</u>	<u>南アフリカ共和国</u>	<u>コスタリカ</u>	<u>バーレーン</u>	2021年に初回交換 (2か国・地域)	【2024年に初回交換】 ジョージア チュニジア ルワンダ
<u>オランダ</u>	<u>メキシコ</u>	<u>サウジアラビア</u>	<u>ブラジル</u>		
<u>キプロス</u>	<u>ラトビア</u>	<u>サモア</u>	<u>ブルネイ</u>	<u>エクアドル</u> カザフスタン	
<u>ギリシャ</u>	<u>リトアニア</u>	<u>シンガポール</u>	<u>ベリーズ</u>		
<u>クロアチア</u>	<u>リヒテンシュタイン</u>	<u>スイス</u>	<u>マーシャル諸島</u>		
<u>コロンビア</u>	<u>ルーマニア</u>	<u>セントクリストファー・ネービス</u>	<u>マレーシア</u>		
<u>サンマリノ</u>	<u>ルクセンブルク</u>	<u>セントビンセント及びグレナディーン</u>	<u>モナコ</u>		
<u>スウェーデン</u>		<u>諸島</u>	<u>モーリシャス</u>		
<u>スペイン</u>		<u>セントルシア</u>	<u>レバノン</u>		
<u>スロバキア</u>		<u>中華人民共和国</u>	<u>ロシア</u>		

(注) 下線は、2021年11月までにCRSに基づく自動的情報交換を開始した104か国・地域を表す。

「暗号資産等報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework）」等について

- 分散型台帳技術を使用するCrypto-Asset（暗号資産等）を利用した租税回避等のリスクが顕在化したことを受け、OECDにおいて、Crypto-Assetの取引や移転に関する自動的情報交換の国際標準を策定。
- 租税条約等に基づく情報交換のうち、いわゆる自動的情報交換の一つとして行われる予定。
- 2022年8月末に最終的なルール及びコメンタリーがOECD租税委員会（CFA）で承認された。
- 今後、OECDにおいて、策定された枠組みが各国で統一的に適用されるための実施細目及び実施スケジュール等（情報交換開始時期を含む。）が検討される予定。

(※) CRS（共通報告基準。非居住者に係る金融口座情報の自動的な交換のための報告制度。）についても、一定の電子マネー等を取り込むなど報告事項を拡充する改訂も併せて承認された。



○ CARFの概要

- 事業者には非居住者のCrypto-Asset取引情報等の報告義務を課し、キャピタルゲインを把握する枠組み。残高情報は含まれない。
- 報告対象の「Crypto-Asset」には資金決済法上の暗号資産（ビットコイン等）だけでなく、トークン化された金融商品（セキュリティトークン等）やNFT等が含まれる。

グローバル・フォーラムについて

(2022年10月1日)

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についての審査等を行うため、OECD加盟国のほか非加盟国も含む165国・地域が参加するフォーラム

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆる「タックス・ヘイブン」への不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年9月、OECDの既存組織であった「グローバル・フォーラム」を拡充させ、「タックス・ヘイブン」を含む各国の「要請に基づく情報交換」につき法制・執行の両面のピア・レビュー（相互審査）を行うことを合意。
- 2010年3月から第1次ピア・レビューが開始され、2016年後半から新基準による第2次ピア・レビューが開始。2018年7月、我が国の第2次ピア・レビュー報告書（全体評価：Largely Compliant）が承認された。
- 2017年から交換が開始された共通報告基準（Common Reporting Standard：CRS）に基づく金融口座情報の「自動的情報交換」（我が国は2018年から交換開始）についても、2020年から各国の法制・執行の両面の相互審査を行うことを合意し、同年から審査が開始されている。
- グローバル・フォーラムの下部組織には、同フォーラムの運営方針を決める「ステアリング・グループ(SG)」、 「要請に基づく情報交換」の審査の具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ(PRG)」及び「自動的情報交換」の審査の具体的作業を行う「自動的情報交換ピア・レビュー・グループ(APRG)」がある。（※）

※ 我が国は、現在SG及びAPRGのメンバー国であり、2018年末まではPRGのメンバー国でもあった。

税務行政執行共助条約の概要

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多数国間条約（1988年に署名開放）

情報交換：参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する仕組み

徴収共助：租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み

文書送達共助：税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み

2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準（①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する）に沿った形に改正された。

2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。

➤ 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、トルコ、ブラジル、南アフリカ、ロシアが新規に署名。我が国については、2013年10月1日に発効。

2022年10月1日現在の本条約の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等147か国・地域（署名ベース）。

欧州・NIS諸国地域：アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イギリス、（英）ガーンジー、（英）ジャージー、（英）ジブラルタル、（英）マン島、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、（丹）グリーンランド、（丹）フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

中東、アフリカ地域：アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、カーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、ヨルダン、リベリア、ルワンダ、レバノン

アジア、大洋州地域：インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、タイ、中国、パプアニューギニア、（中）香港、（中）マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、（仏）ニューカレドニア、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、マーシャル諸島、マレーシア、モルディブ、モンゴル

北米、中南米地域：アメリカ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、（英）アンギラ、（英）英領バージン諸島、（英）ケイマン諸島、（英）タークス・カイコス諸島、（英）バミューダ、（英）モンセラット、エクアドル、エルサルバドル、（蘭）アルバ、（蘭）キュラソー、（蘭）セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ

下線は、発効済の国・地域（138か国・地域）を表す。

ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、バミューダ、モンセラットは、併存により適用拡張。

グリーンランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。

アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、フランスにより適用拡張。

香港、マカオは、中国により適用拡張。

ニューカレドニアは、フランスにより適用拡張。

- 2019年 OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
- 2020年7月 不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
- 2021年6月 モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」を公表（注2）。

（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

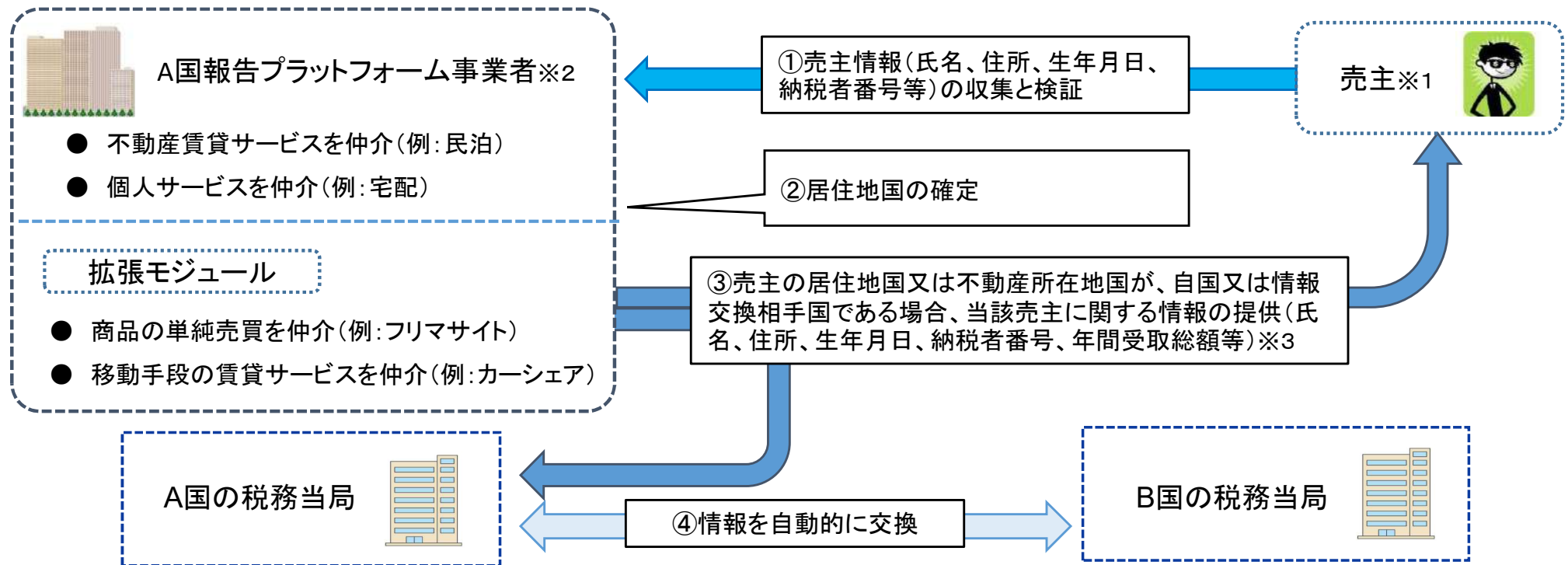
（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

ii) シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を踏まえた税制（所得把握）

令和4年9月7日
政府税制調査会
第14回総会資料

<調査の背景>

- ギグ・エコノミーの発達により、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。

欧州における動向の概要

- **OECD**において、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルール等が策定された。

<対象プラットフォーム事業者>

モデルルール（2020年7月公表）：不動産賃貸の仲介、個人サービスの仲介

拡張モジュール（2021年6月公表）：商品の販売の仲介、移動手段の賃貸サービスの仲介

- **フランス**においては、プラットフォーム事業者が、商品の販売、サービスの提供、商品又はサービスの交換又は共有のために、電子的手段により人と遠隔で接続する場合、それらを通じて取引を行う各ユーザーが行った取引の回数、総額、課せられる税金および社会的義務に関する情報等を各ユーザーと税務当局に報告することが、2019年より義務付けられている（最初に法定化されたのは2016年）。

※OECDのモデルルール等よりもプラットフォームの定義は広い。

<今後の税制に関する考え方（英国・フランス・ドイツ）>

- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を巡っては、新しいタイプの稼ぎ方によって発生した所得に税務上も対応する必要。そうした所得の把握については、OECDの取組みに各国足並みをそろえて対応していくことが必要。

調査の背景

- 米国においても、ギグ・エコミーの発達により、独立ベースの個人サービスの提供が活発となり、雇用契約に基づく従来の労働関係とは異なった働き方が増加しているのではないかと。
- また、ギグワーカーの所得については、一般的に、第三者による源泉徴収や当局への報告の対象とならないところ、彼らの所得を把握するためにどういった対応が行われているか。

米国における対応や課題等

- ギグワーカーについて、内国歳入庁は、「行為面（仕事の進め方を誰が決めているか等）」、「金銭面（経費は誰が負担しているか等）」、「労働者と会社の関係性（有給休暇や年金制度が提供されているか等）」の3点を総合的に勘案し、従業員か請負業者（Independent Contractor）のいずれかに分類すべきとの見解を示している。
→ **米財務省によると、同一期間において、給与所得者は10%増加している一方、雇用労働とギグワークの双方を行う労働者は30%増加している。また、独立した請負労働のみしか行っていない労働者は50%増加するなど、ギグ・エコミーは大きな成長を遂げている。**
- ギグワーカーの所得の把握方法の1つとして、従業員でない者に年600ドル（6万8,400円）以上の支払いを行った者に対して、年1回、Form 1099-NECという法定調書を内国歳入庁に提出させている。
- 第三者決済機関に関して、2022年の申告より、ユーザーの取引情報に係る法定調書の提出要件が厳格化された。従来は、「年間200回超かつ総額2万ドル（228万円）超の取引」を行ったユーザー情報が申告の対象だったが、これまで把握できていなかった副業としてギグワーク等を行っている個人も対象とするため、取引回数の要件が撤廃されるとともに、取引額の閾値が年間で総額600ドル（6万8,400円）超へと引き下げられた。
→ **当局としては、彼らの収入の実態を把握するため、今後もいかにして情報の申告を増やしていくかが課題との認識。**

參考資料

アフター・コロナで予想される更なるデジタル化と課税

□ リモート・ワークの浸透

- ✓ コロナ禍でリモート・ワークが浸透し、極端に言えば、海外からでも日本で働くことが可能に
- ⇒ 資産家だけでなく、会社勤めのサラリーマンの高収入層も、軽課税国(ex. シンガポール)に逃避・移住する動きが今後顕在化する可能性(特に、所得税の累進税率の引上げがなされた場合)
- ⇒ **PE概念**をどのように整理すべきかも問題に

□ ペーパーレス化

- ✓ リモート・ワークの浸透とDxの進展により、オフィスでの紙の使用が漸減
- ✓ 同時に、わが国でも電子契約プラットフォーム(ex. DocuSign)等の利用が企業にも浸透
- ⇒ **印紙税**の税収は今後急速に落ち込む可能性

□ 5G(更には6G)普及に伴うIoTの急速な拡大

- ✓ 家庭内・工場内・オフィス内のあらゆる機器や自動車等が全てインターネットを通じて「繋がる」社会が到来
- ⇒ 機器の作動履歴や自動車の走行履歴その他IoTにより収集された膨大なデータが生み出す価値に関する課税問題が、パーソナル・データが生み出す価値に関する課税問題を増幅した形で顕在化

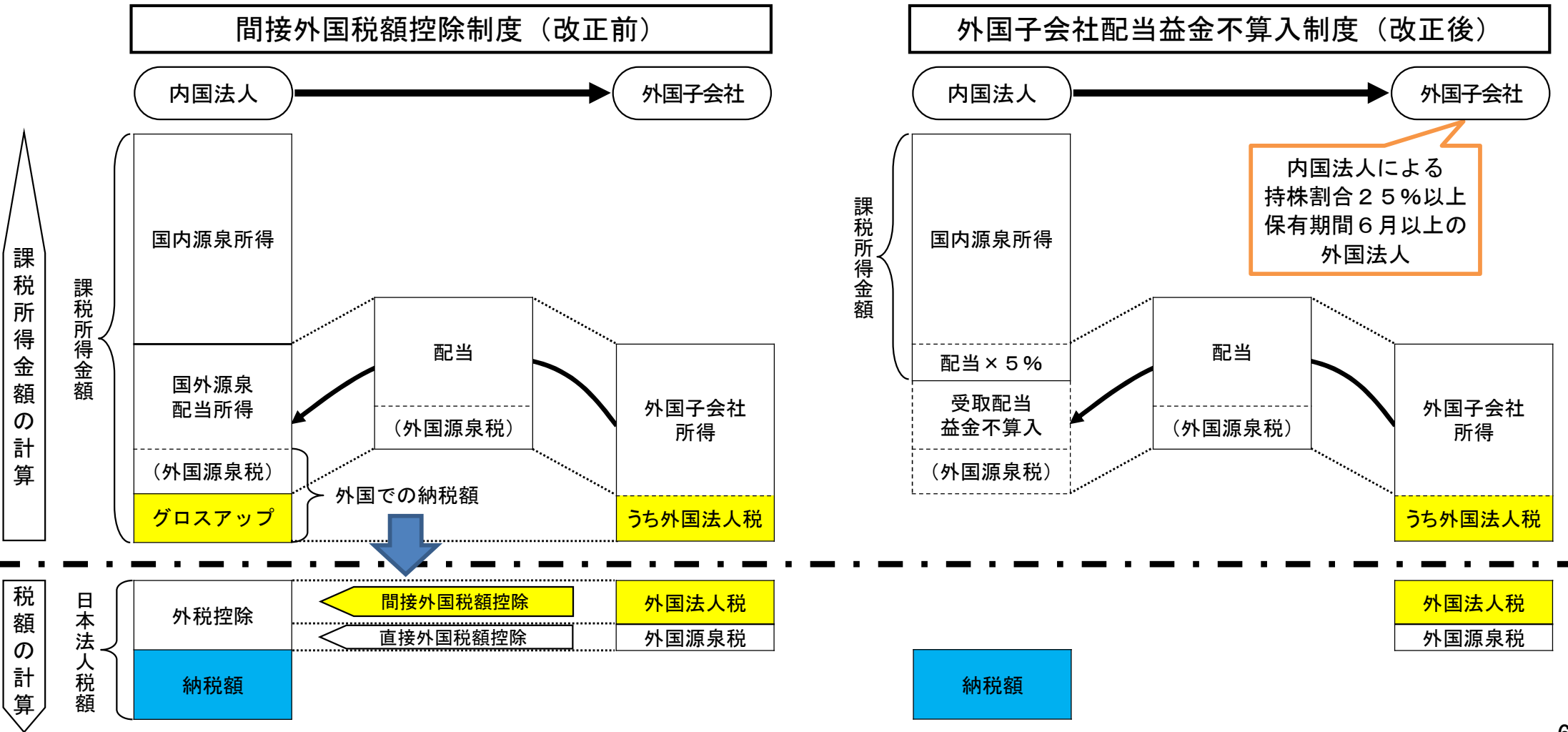
□ メタバース(アバターを介して入り込む3次元仮想世界)ビジネスの急速な拡大

- ✓ メタバース・プラットフォーム、バーチャル・イベント等のメタバース・ビジネスが今後急速に拡大する可能性(「Facebook」から「Meta Platforms」への社名変更は象徴的)
- ✓ Metaは「(VRヘッドセットである)Meta Questを通じて没入するメタバース」をプラットフォームとして構築
- ⇒ ①メタバース内の取引にはそもそもどの国がどのようなnexusを根拠に課税権を持つのか、②メタバース内の取引で創造された価値の源泉地はどこか、③メタバース上の「土地」その他の資産(NFTが表章)の譲渡を課税上どう取り扱うか、④メタバース内仮想通貨を課税上どのように取り扱うべきか、等々が今後大きな問題に
- ⇒ メタバースを介した**脱税行為の横行**も深刻な問題となり得る

わが国の二重課税調整の仕組み(外国子会社配当益金不算入制度)

- 「**外国子会社配当益金不算入制度**」は、①間接外国税額控除による二重課税の調整作業の簡素化、②日本企業の海外子会社の配当政策に対して中立的な税制の構築との趣旨で、平成21年度税制改正により導入。

(注) 日本企業が、海外の支店等で得た利益に対する進出先国での課税や、進出先国から日本の親会社に対して配当(持株割合25%未満)、利息、使用料を送金する際に課される源泉税については、引き続き、外国税額控除により二重課税を調整。



租税回避への対抗手段

外国子会社合算税制(昭和53年度創設)

- 外国子会社等の実質的活動のない事業から得られる所得について、内国法人等の所得に合算。
※ただし、事務負担に配慮し、外国子会社等の租税負担割合が一定以上の場合には、本税制の適用を免除。

移転価格税制(昭和61年度創設)

- 海外の関連企業との取引(国外関連取引)の価格が、通常取引価格(独立企業間価格)と異なる場合、国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして所得を計算。

過少資本税制(平成4年度創設)

- 外国親会社等の資本持分の一定倍率を超える負債に対応する支払利子について、損金算入を否認。

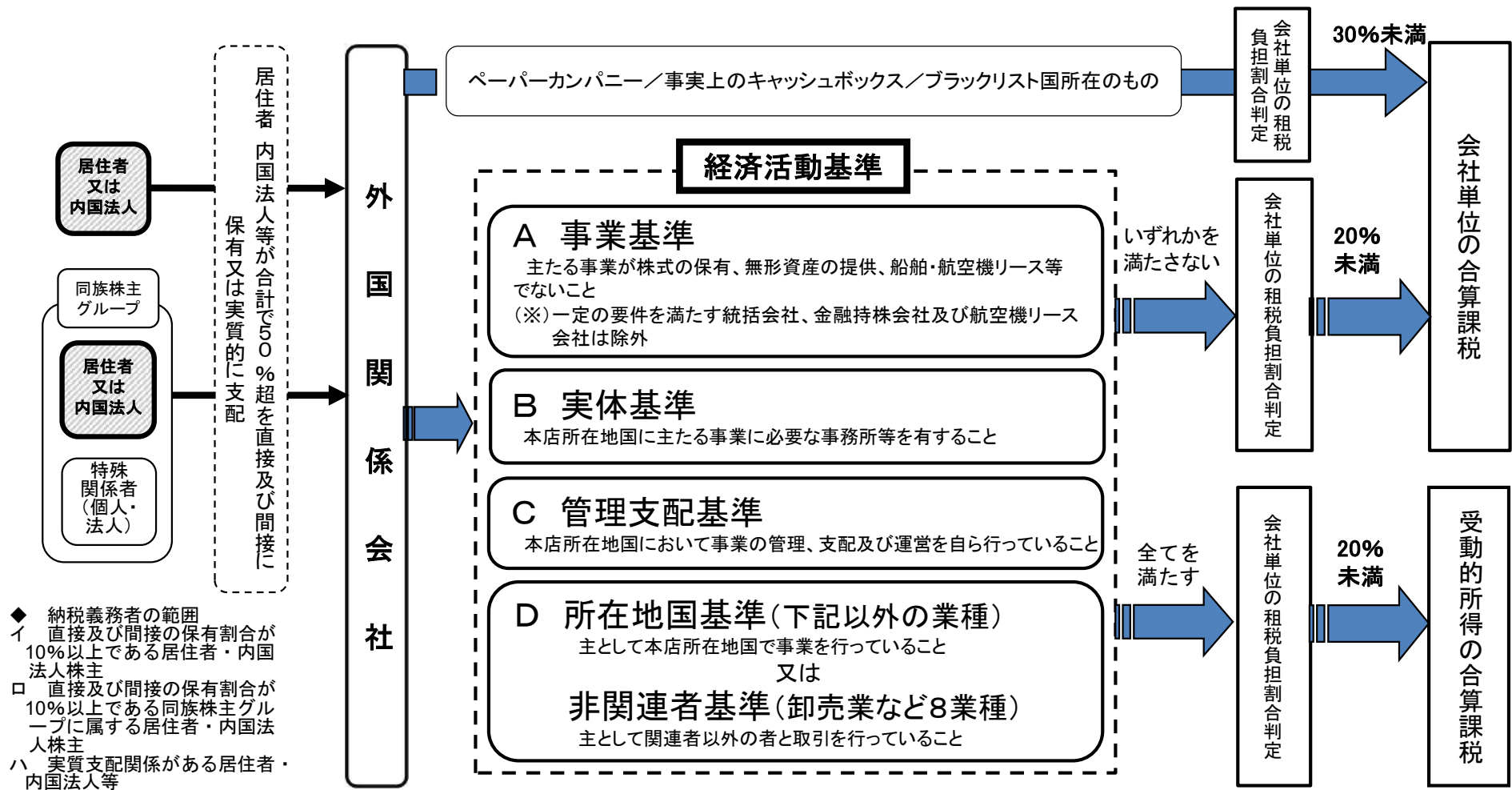
過大支払利子税制(平成24年度創設)

- 対象純支払利子等の額のうち、調整所得金額の一定割合を超える部分の金額について、当期の損金算入を否認。

租税回避への対抗手段①：外国子会社合算税制

制度の概要

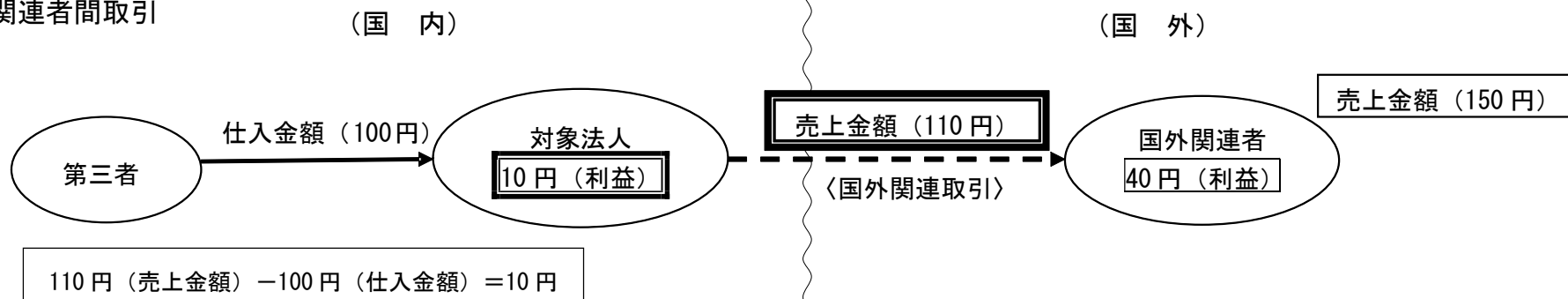
- 外国子会社等の実質的活動のない事業から得られる所得に相当する金額について、内国法人等の所得に合算して課税。
- ただし、事務負担に配慮し、外国子会社等の租税負担割合が一定以上の場合には、本税制の適用を免除。



租税回避への対抗手段②：移転価格税制

- 国内企業が海外の軽課税国にある関連企業との取引（への売却）価格を通常の価格と異なる（より低い）金額に設定すれば、一方（国内企業）の所得を他方（軽課税国にある関連企業）に移転することが可能。
- 移転価格税制は、こうした海外への所得移転を防ぐため、海外の関連企業との取引（**国外関連取引**）が、通常の取引価格（**独立企業間価格**）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度（日本は昭和61年（1986年）に導入）。
- 移転価格課税は、企業行動の側面から見れば租税回避の防止措置であるが、国家間関係の側面から見れば課税権の配分の問題。移転価格課税によって、国内での利益が増加すれば、国外の利益はその分減少しなければ国際的な二重課税となる。
- そこで、OECD加盟国は、国際的に共通のルールとして「**独立企業原則**」を採用し、租税条約に基づき、国内（外）で移転価格課税が行われた場合に国外（内）でこれに対応して価格を調整している（**対応的調整**）。

○関連者間取引



○第三者間取引（比較対象取引）

